

令和6年度福島労働局建築物点検業務委託入札説明書（一般競争）

福島労働局の入札公告（令和6年6月24日付令和6年度福島労働局建築物点検業務委託）に基づく一般競争入札等については、この入札説明書によるものとする。

また、この入札説明書はこの業務委託に関し、会計法、その他関係法令及び本件業務委託に係る入札公告に定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1. 公告日 令和 6年 6月24日（月）
2. 契約担当官等
支出負担行為担当官 福島労働局総務部長
3. 担当部局
〒960-8112 福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎4階
福島労働局総務部総務課会計第二係 電話 024-536-0077
4. 業務概要
 - (1) 業 務 令和6年度福島労働局建築物点検業務委託
 - (2) 場 所 福島労働局管内23施設（庁舎及び宿舍）所在地
詳細は令和6年度福島労働局建築物点検業務委託仕様書のとおり
 - (3) 内 容
 - ・ 建築基準法第12条第4項又は官公庁施設の建設等に関する法律第12条第2項に基づく点検。
（建築基準法施行規則第6条の2第1項及び官公庁施設の建設等に関する法律施行規則第2条第1項に基づき1年以内ごとに行うもの）
 - ・ 官公庁施設の建設等に関する法律第13条第1項に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」に規定する支障がない状態を確認するための点検。
 - ・ 詳細は令和6年度福島労働局建築物点検業務委託仕様書のとおり
 - (4) 期 間 契約締結日から令和6年12月26日（木）まで
 - (5) 電子調達システム
本案件は、資料の提出、入札を電子調達システムで行う。ただし、支出負担行為担当官に書面で申し出をした者で、支出負担行為担当官の承諾を得た者に限り紙入札方式によることができる。以下、本説明において、紙入札方式による場合の記述部分は全て支出負担行為担当官の承諾を前提として行われるものとする。
 - (6) 入札方法
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
 - ① 入札者は、調達件名の価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積すること。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出

しなければならない。

- (7) 入札保証金及び契約保証金 免除

5. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和5、6年度厚生労働省一般競争参加資格者において「**建築関係コンサルタント業務**」の「**B**」又は「**C**」等級に格付けされ、「**東北地域**」の競争参加資格を有する者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房会計課長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと及び過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (8) 福島県内又は福島県の隣接県内に本店、支店又は営業所が存在すること。
- (9) 労働保険に加入しており、労働保険料の滞納がないこと。(直近2年間の労働保険料の未納、認定決定がないこと。)
- (10) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間の保険料について滞納がないこと。
 - ・厚生年金保険 ・健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
 - ・船員保険 ・国民年金
- (11) 点検実施者については以下の掲げる資格を有するものとする。
 - ・一級建築士又は二級建築士

6. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、5. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、資格審査結果通知書の写し(以下「通知書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、紙入札は別紙1を併せて提出し、支出負担行為担当官の承諾を得た場合に限る。

また、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間

電子調達システムにより提出する場合

令和6年6月25日(火)から令和6年7月9日(火)17時15分まで。

紙入札の場合

令和6年6月25日（火）から令和6年7月9日（火）までの土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分まで。

- ② 紙入札の場合における提出場所
3. に同じ
- ② 提出方法
 - (ア) 通知書及び資料の提出は、電子調達システムにより受付を行う。
 - (イ) (ア)によりがたく、紙入札の場合には3. に持参または郵送（配達記録が残るものに限る。）すること。電送（ファクシミリ・メール等）によるものは一切受け付けない。
 - (ウ) 理由の如何を問わず、提出書類のいずれかが提出期限内に労働局まで届かなかった場合は、入札に参加することができない。
 - (エ) 提出した書類の引替、変更または取消を行うことは認めない。

(2) 提出書類（「通知書」及び「資料」）

- 資格審査結果通知書（写）
- 別紙2「事業所情報」
- 別紙3「誓約書」
- 別紙4「自己申告書」
- 別紙5「保険料納付に係る申立書」
- 点検実施者について、一級建築士又は二級建築士であることを証明する書類

（紙入札の場合）

- 別紙1

(3) 競争参加資格の確認及び結果の通知

競争参加資格の確認は、通知書及び資料の提出期限をもって行うものとし、その結果は、令和6年7月12日（金）までに通知する。

なお、間に合わない場合は事前に電話で連絡することとする。

(4) その他

- ① 通知書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された通知書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された通知書及び資料は、返却しない。
- ④ 通知書及び資料に関する問い合わせ先 3. に同じ
- ⑤ 電子調達システムにより通知書及び資料の提出する場合、複数の申請書類は1つのPDFファイル等にまとめ、ファイル容量は1MB以内に作成を行う。

7. 質問事項の受付

- (1) 入札説明書及び仕様書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。書面を持参し、又は郵送することにより提出すること。電送（ファクシミリ・メール等）によるものは受け付けない。

- ① 提出期間：令和6年7月9日（火）まで。
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。
- ② 提出場所：3. に同じ。
- ③ 回答期限：令和6年7月11日（木）まで回答することとする。

8. 現場説明会は行わない。

9. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札

・電子調達システムにより提出、あるいは紙の入札書により提出すること（他の方法は認めない）。

ア 電子調達システムでの入札書受付開始日及び締切日時

開始日：令和6年7月22日（月）

締切日時：令和6年7月23日（火）10時00分

イ 紙入札での入札日時及び場所

日時：令和6年7月23日（火）10時00分

場所：福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎4階 小会議室1

・紙入札の入札書

様式は**別紙6**のとおり。

・入札については電子調達システム・紙入札どちらにおいても、入札価格の施設毎に算出した内訳書を提出すること。

(2) 開札

・開札日時及び開札場所

令和6年7月23日（火）10時05分

電子調達システム 及び

福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎4階 小会議室1

(3) 電子調達システムについて

電子調達システムにて入札書の提出を行う場合には通信時間等により指定時間に到着しない可能性があるので考慮して行うこと。

(4) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(6) 入札書の引き換え等

入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

(7) 代理人の紙入札による場合は、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、入札時に**別紙7**を提出すること。また、代理人は開札日に代理人本人の使用印鑑を持参すること。入札者又はその代理人は、本件の入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

- (8) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札を行うが、その回数は原則2回を限度とする。

10. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 免除。

11. 開札

(1) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合は、立ち会いは不要であるが、入札者は開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(2) 紙入札の場合

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- ②入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとする時は、入札関係職員の求めに応じ、入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ④入札者又はどの代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事業があると認めない場合のほか、開札場を退場することはできない。

12. 入札の無効

- (1) 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、通知書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者、5.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

- (2) 談合が認められた場合の入札は無効とし、落札の場合は取り消すことがある。

13. 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

- (2) 落札者が決定した時は、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭で通知する。

14. 手続きにおける交渉の有無 “無”

15. 契約書作成の要否 “要”

入札を執行し、契約の相手方を決定した時は遅滞なく契約書を取り交わすものとし、当該契約書の1通を契約の相手方に送付する。

16. 支払

受注者は、契約書に基づき、その支払に係る請求を行うときは点検結果報告書を提出し、発注者の指定した者が行う業務検査を受けるものとする。検査の結果、適正であると確認を受けた後、適正な請求書を提出し、受領した日から30日以内に支払う。

17. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 通知書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 電子調達システムのホームページアドレスは下記のとおり。
ホームページアドレス <https://www.p-portal.go.jp/>
- (4) 電子調達システムはシステムメンテナンス時間を除き24時間365日稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、電子調達システムホームページの「お知らせ」で公開する。
- (5) システムの操作マニュアルは、電子調達システムホームページの「操作マニュアル」を参照すること。
- (6) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子調達システムヘルプデスク
0570-000-683（ナビダイヤル） / 03-4332-7803（IP電話等利用時）ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、3.へ連絡すること。
- (7) 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合には、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加出来なくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
- (8) 第1回目の入札が不調となった場合、引き続き再度入札に移行する。再度入札の時間については、電子入札、紙が混在する場合があるため、発注者から指示する。電子調達システムにおいては開札時間から30分後には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- (9) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじへの移行をする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係がない当局職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定する。
- (10) 電子調達システムの利用の有無にかかわらず、落札者・不落札者ともに業者名・落札価格等の落札結果を電子調達システムに公表する。
- (11) 入札の参加前に現地調査を行いたい場合は、3.に連絡し許可を得てから行えるものとする。
- (12) 入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。